

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第6部門第3区分  
【発行日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【公開番号】特開2017-21397(P2017-21397A)  
【公開日】平成29年1月26日(2017.1.26)  
【年通号数】公開・登録公報2017-004  
【出願番号】特願2015-135897(P2015-135897)  
【国際特許分類】

G 0 5 B 19/418 (2006.01)

G 0 6 Q 50/04 (2012.01)

【F I】

G 0 5 B 19/418 Z

G 0 6 Q 50/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月4日(2017.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

演算処理装置と記憶装置とを備えてなり、

前記演算処理装置は、

製品の製造工程を構成する作業内容が実施された際に取得される作業実施データに基づき、前記作業内容が予め定められた標準の作業内容から逸脱しているか否かを判定する逸脱有無判定を行い、その判定結果の「逸脱有無」の情報を、前記作業内容の識別情報と前記製品を識別する製品製造番号とに関連付けて構成した製造記録データを作成し、前記記憶装置に蓄積する第1の処理部と、

前記第1の処理部での逸脱有無判定で「逸脱有り」と判定されたときには、逸脱が生じたことを示す情報と前記逸脱が生じた作業内容の識別情報と前記製品製造番号とを含んで構成される逸脱記録データを作成し、前記記憶装置に蓄積する第2の処理部と、

前記逸脱記録データに係る逸脱を確認する逸脱確認作業が予め定められた逸脱確認権限者によって行われ、前記逸脱確認権限者による「確認済」の入力を受付けたときには、前記逸脱記録データに「逸脱確認済」の情報を付加する第3の処理部と、

前記製品の出荷検査において、前記記憶装置に蓄積された前記製造記録データを検索して、前記出荷検査の対象製品に付された製品製造番号に関連付けられ、かつ、前記「逸脱有無」の情報が「逸脱有り」である製造記録データが抽出されたときには、さらに、前記記憶装置に蓄積された前記逸脱記録データから、前記出荷検査の対象製品の製品製造番号と同じ製品製造番号を含んだ逸脱記録データを抽出し、その抽出した逸脱記録データに「逸脱確認済」の情報が付加されていないならば、前記出荷検査の対象製品を「出荷不可」と判定する第4の処理部と、

を有すること

を特徴とする作業逸脱管理システム。

【請求項2】

前記演算処理装置は、

前記第1の処理部の処理における逸脱有無判定で「逸脱有り」と判定された作業内容に対し、予め定められた逸脱確認権限者による逸脱確認が行われるまで後続する作業内容の

実施を停止させることを指示する「内部ロック」の情報が設定されていた場合には、前記製造記録データに「内部ロック有り」の情報を付加する一方で、

前記第3の処理部の処理では、

前記逸脱記録データに「逸脱確認済」の情報を付加するとき、併せて、前記製造記録データに付加されている前記「内部ロック有り」の情報を削除すること

を特徴とする請求項1に記載の作業逸脱管理システム。

【請求項3】

前記演算処理装置は、

前記第1の処理部の処理を実行する前に、前記記憶装置に蓄積されている前記製品の製造記録データのうち最後に蓄積された製造記録データを取得し、前記取得した製造記録データに「内部ロック有り」の情報が付加されていた場合には、「次に実施すべき作業内容がロックされている旨」を作業者に報知すること

を特徴とする請求項2に記載の作業逸脱管理システム。

【請求項4】

前記演算処理装置は、

前記第2の処理部の処理において、前記逸脱記録データに係る逸脱の逸脱確認作業をする逸脱確認権限者が複数人定められ、さらにそのそれぞれの逸脱確認権限者の確認順序が定められている場合には、前記逸脱確認権限者の数と同じ数の前記逸脱記録データを作成し、それぞれの前記逸脱記録データに前記確認順序の情報を付加すること

を特徴とする請求項1に記載の作業逸脱管理システム。

【請求項5】

演算処理装置と記憶装置とを備えてなるコンピュータの演算処理装置が、

製品の製造工程を構成する作業内容が実施された際に取得される作業実施データに基づき、前記作業内容が予め定められた標準の作業内容から逸脱しているか否かを判定する逸脱有無判定を行い、その判定結果の「逸脱有無」の情報を、前記作業内容の識別情報と前記製品を識別する製品製造番号とに関連付けて構成した製造記録データを作成し、前記記憶装置に蓄積する第1の処理と、

前記第1の処理での逸脱有無判定で「逸脱有り」と判定されたときには、逸脱が生じたことを示す情報と前記逸脱が生じた作業内容の識別情報と前記製品製造番号とを含んで構成される逸脱記録データを作成し、前記記憶装置に蓄積する第2の処理と、

前記逸脱記録データに係る逸脱を確認する逸脱確認作業が予め定められた逸脱確認権限者によって行われ、前記逸脱確認権限者による「確認済」の入力を受付けたときには、前記逸脱記録データに「逸脱確認済」の情報を付加する第3の処理と、

前記製品の出荷検査において、前記記憶装置に蓄積された前記製造記録データを検索して、前記出荷検査の対象製品の製品製造番号に関連付けられ、かつ、前記「逸脱有無」の情報が「逸脱有り」である製造記録データが抽出された場合には、さらに、前記記憶装置に蓄積された前記逸脱記録データから、前記出荷検査の対象製品の製品製造番号と同じ製品製造番号を含んだ逸脱記録データを抽出し、その抽出した全ての逸脱記録データに「逸脱確認済」の情報が付加されていなかった場合には、前記出荷検査の対象製品を「出荷不可」と判定する第4の処理と、

を実行すること

を特徴とする作業逸脱管理方法。

【請求項6】

前記演算処理装置は、

前記第1の処理における逸脱有無判定で「逸脱有り」と判定された作業内容に対し、予め定められた逸脱確認権限者による逸脱確認が行われるまで後続する作業内容の実施を停止させることを指示する「内部ロック」の情報が設定されていた場合には、前記製造記録データに「内部ロック有り」の情報を付加する一方で、

前記第3の処理では、前記逸脱記録データに「逸脱確認済」の情報を付加するとき、併せて、前記製造記録データに付加されている前記「内部ロック有り」の情報を削除するこ

と

を特徴とする請求項 5 に記載の作業逸脱管理方法。

【請求項 7】

前記演算処理装置は、

前記第 1 の処理を実行する前に、前記記憶装置に蓄積されている前記製品の製造記録データのうち最後に蓄積された製造記録データを取得し、前記取得した製造記録データに「内部ロック有り」の情報が付加されていた場合には、「次に実施すべき作業内容がロックされている」旨を作業者に報知すること

を特徴とする請求項 6 に記載の作業逸脱管理方法。

【請求項 8】

前記演算処理装置は、

前記第 2 の処理において、前記逸脱記録データに係る逸脱の逸脱確認作業をする逸脱確認権限者が複数人定められ、さらにそのそれぞれの逸脱確認権限者の確認順序が定められている場合には、前記逸脱確認権限者の数と同じ数の前記逸脱記録データを作成し、それぞれの前記逸脱記録データに前記確認順序の情報を付加すること

を特徴とする請求項 5 に記載の作業逸脱管理方法。